

# 多賀城市心身障害者医療費の助成に関する条例

(平成16年9月27日 条例第15号)

改正	平成18年 3月 9日 条例第10号	平成24年 6月18日 条例第19号
	平成20年 9月17日 条例第24号	平成26年 9月17日 条例第22号
	平成22年 3月31日 条例第 9号	

## (目的)

第1条 この条例は、心身障害者の医療費の一部を助成することにより、心身障害者の適正な医療機会の確保及び心身障害者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「心身障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者に監護されている者で、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3に定める1級に該当するもの
- (2) 療育手帳交付規則(平成12年宮城県規則第102号)に基づく療育手帳の交付を受けている者で、その者の障害の程度が「A」であるもの(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第3号に定める職親に委託されている者で、療育手帳の「B」の交付を受けているものを含む。)及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級、2級及び3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫及び肝臓の機能障害を有する者に限る。)に該当するもの

2 この条例において「保護者」とは、次に掲げる者で、心身障害者を監護しているものをいう。

- (1) 父又は母
- (2) 父母以外の者でその心身障害者と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持するもの(以下「養育者」という。)

一部改正〔平成22年条例9号〕

## (助成対象者)

第3条 この条例により医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する心身障害者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により現に保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を現に受けている者を除く。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に住所を有しないが、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の

2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受ける者

(3) 市内に住所を有しないが、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 55 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受ける者

(4) 保護者が市内に住所を有する者で、他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成対象とならないもの

2 前項の規定にかかわらず、心身障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としなない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 20 歳未満（20 歳に達する月を含む。以下同じ。）の者であって、その者の保護者の前年（助成対象者が 1 月から 9 月までの間に療養の給付等を受けた場合にあっては、前々年。以下同じ。）の所得が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるもの

(2) 20 歳未満の者であって、その者を監護する父若しくは母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該父若しくは母と生計を同じくするもの前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるもの

(3) 20 歳未満の者であって、その者の養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持するもの前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるもの

(4) 20 歳以上（20 歳に達する月を除く。以下同じ。）の者であって、その者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるもの

(5) 20 歳以上の者であって、その者の配偶者の前年の所得又はその者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で主として当該その者の生計を維持するもの前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるもの

一部改正〔平成 20 年条例 24 号・24 年 19 号・26 年 22 号〕

（助成）

第 4 条 市は、助成対象者又はその保護者が当該助成対象者に係る医療費のうち国民健康保険法、規則で定める社会保険各法その他医療に関する法令により負担すべき額を支払ったときは、当該支払った額から次の各号に定める額をそれぞれ控除した額について、当該助成対象者又はその保護者に助成するものとする。

(1) 食事療養に係る標準負担額及び生活療養に係る標準負担額

(2) 国民健康保険法に規定する特別療養費の支給対象となる場合にあっては、当該支給対象となる額

(3) 法令の規定に基づく国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付がある場合にあっては、当該給付に係る額

(4) 保険者等の負担による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給又は付加給付がある場合にあっては、それらの支給及び給付に係る額

2 前項の規定の適用については、助成対象者又はその保護者が同項に規定する負担すべき額を支払った日から 2 年以内のものに限るものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、その助成を行うことができる。

（受給資格の登録）

第5条 医療費の助成を受けようとする助成対象者又はその保護者は、あらかじめ規則で定めるところにより、受給資格登録申請書を市長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。

3 前項に規定する期限の到来後、引き続き医療費の助成を受けようとする助成対象者又はその保護者は、規則で定めるところにより、更新登録申請書を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。ただし、特に市長が認めるときは、更新登録申請書の提出を省略させることができる。

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条の規定により登録した者に対し、受給者証を交付する。

（受給者証の提示）

第7条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、助成対象者が医療機関等において療養の給付等を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、受給者証を提示しなければならない。

（助成の申請）

第8条 受給者は、医療費の助成を受けようとするときは、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、死亡等の理由により受給者が申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は市長の定める者が申請するものとする。

（助成の決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定し、規則で定めるところにより、当該受給者に通知し、助成金を交付するものとする。

（届出義務）

第10条 受給者は、規則で定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条 医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償との調整）

第12条 市長は、助成対象者の療養の原因となった傷病が第三者の行為によって生じたものであり、当該助成対象者に対して第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その限度において医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

（助成金の返還）

第13条 市長は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行し、同日以後に受けた療養の給付等に係る医療費の助成について適用する。
- 2 この条例の施行の日前に心身障害者が受けた療養の給付等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。  
(受給資格の登録等の特例)
- 3 この条例の規定により助成対象者となる者に係る第5条及び第6条の規定に関する事務は、この条例の公布の日から行うことができる。

附 則(平成18年3月9日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多賀城市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養の給付等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月17日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年6月18日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日条例第9号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月17日条例第22号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。